

# さぽーと

8

2004

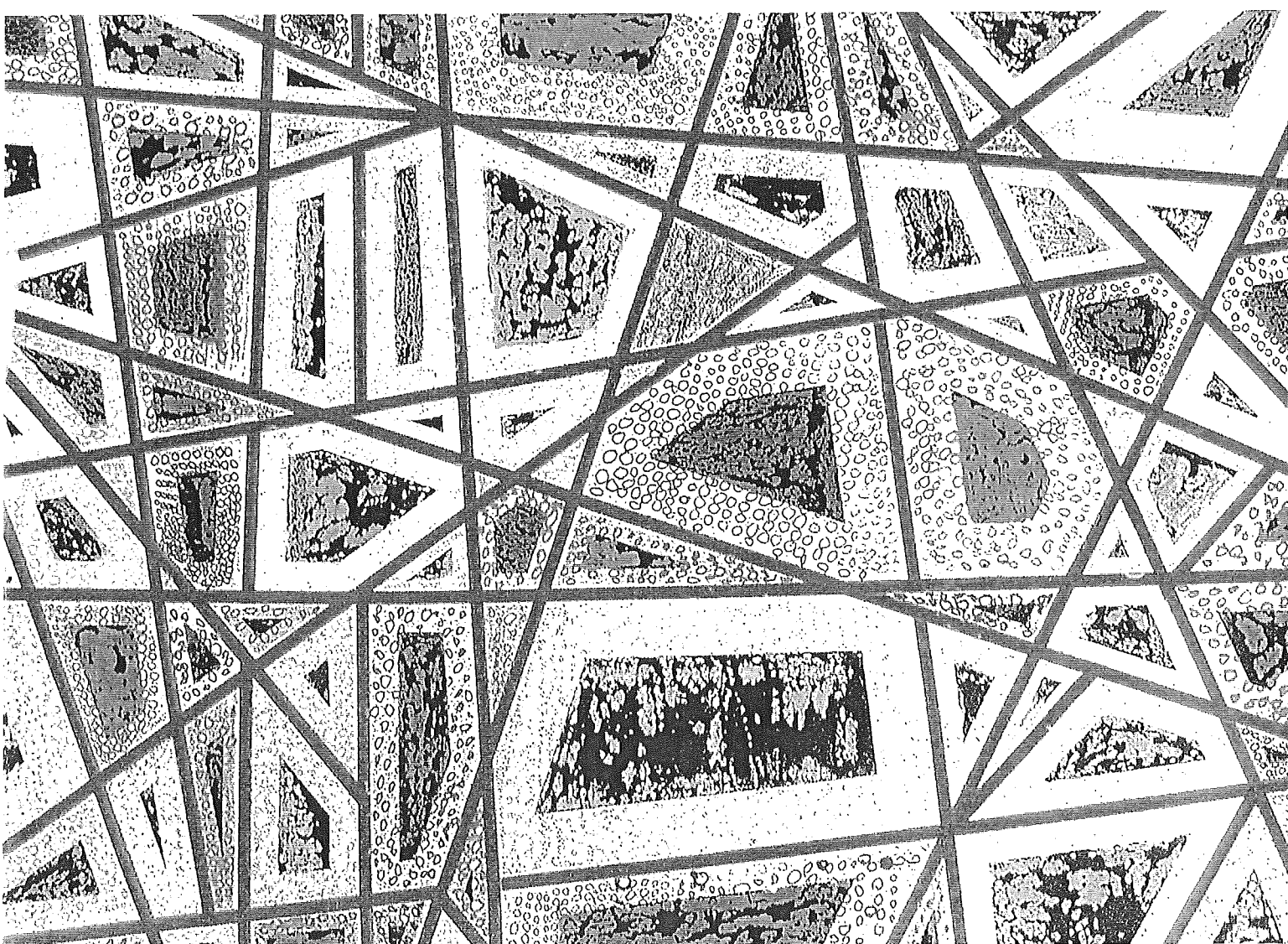
NO.571

## 特集：自己決定を支える仕組みはできたかⅡ

訪問記：長野県西駒郷

TRY&トライ：大好評の温泉靴下

SEMINAR：新任職員セミナーⅡ 第5回 接遇マナーの基本



# 入所施設からの地域移行と 地域生活の現状と課題

—国立のぞみの園，船形コロニー，コロニー雲仙での調査結果を基に—

●杉田穩子●

立教女学院短期大学 教員

## I. はじめに

知的障害者の施設から地域への移行の流れは、着実に進みつつあります。2002年宮城県福祉事業団が船形コロニー（以下、船形と略）の解体宣言を行い、2003年8月には国立のぞみの園（以下、のぞみと略）も入所者削減を目標に掲げました。また長野県西駒郷でも地域移行の取り組みが始められています。

私たちは、2003年度から3年間の予定で厚生労働科学研究補助金（障害保健福祉総合研究事業「障害者本人支援の在り方と地域生活支援システムに関する研究」、研究代表者 河東田博）を受け、地域移行に取り組もうとしている施設、取り組んでいる施設、先駆的な取り組みをしてきた施設でインタビュー調査を実施しました。本研究は継続中ですが、今回は昨年度の調査結果を基に、地域移行プ

ロセス、地域生活の現状を評価し、さらに地域生活の課題について考えていきたいと思えます。

## II. 三施設の概要

（数値は2003年度調査時のもの）

調査した三施設の概要を示したのが表1です。のぞみは入所施設に487人が住み、施設内自立訓練棟に10人が住むのみで、地域移行は目標に掲げられていますが、施設から地域へ移行した人はいません。船形は入所施設に478人が住み、グループホーム（以下、GHと略）に80人が住み、2010年の解体をめざし地域移行を積極的に押し進めています。コロニー雲仙（以下、雲仙と略）は早くから地域移行の取り組みを開始し、入所施設に40人が住み、GHに156人が住んでいます。長崎県

表1 三施設の概要

	のぞみ	船形	雲仙
所在地	群馬県高崎市	宮城県黒川郡	長崎県南高来郡
運営主体	独立行政法人	宮城県福祉事業団	社会福祉法人
開設年	1973年	1973年	1978年
地域移行開始時期	(2002年)	1995年	1986年

の単独事業として始まった生活ホームは現在の地域生活援助事業（GH事業）として国に認められ、全国に広がっています。

地域移行の取り組みの成果は、表1の開設年と地域移行開始時期を比べるとわかるように、施設の歴史の長さとは関係なく、施設がどのような方向性をもって運営されてきたかによって、大きく左右されることがわかります。

### Ⅲ. 調査の内容と対象

今回の調査で私たちは、三施設で障害をもつ本人（以下、本人と略す）、職員、家族を対象にインタビュー調査をしました（表2）。ここでは主に本人の結果を中心に報告します。なお、インタビューは「キャンディ式生活の質修正インタビューガイド」を基にあらかじめ作成したインタビューガイドに基づいて行いました。

### Ⅳ. 地域移行プロセス

自立訓練棟やGHに引っ越す前は三施設とも「引っ越しの説明、見学」を行っていました。また船形、雲仙では、「宿泊体験」を実施

表2 三施設でのインタビュー対象者人数

	のぞみ	船形	雲仙
本人	20人	40人	30人
職員	10人	10人	10人
家族	7人	10人	9人

していました。このような具体的な取り組みは本人にとって引っ越し後の生活イメージ作りに役立っており、不安感を軽減していることがわかりました。一方で、三施設に共通していたのは、「移行時期・場所・共同入居者・移行後の引っ越し」の決定に対し本人はほとんど関与しておらず、職員や施設側が決定していたことです。

### Ⅴ. 地域生活の現状

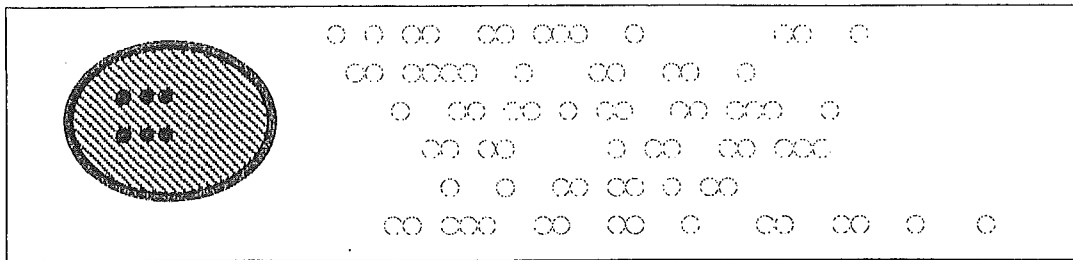
地域生活の現状の評価には3つのレベルを設けました。図に示すようにレベル1は「障害をもつ人が地域から離されている状態」、レベル2は「障害をもつ人がグループで地域に入り込んでいる状態」、レベル3は「障害をもつ人が個人で地域に入り込んでいる状態」です。この評価基準に基づいて、調査対象となった本人たちの現在の生活状況を「生活場所」「日中活動の場」「余暇活動」の3領域でみてみましょう。

# REPORT

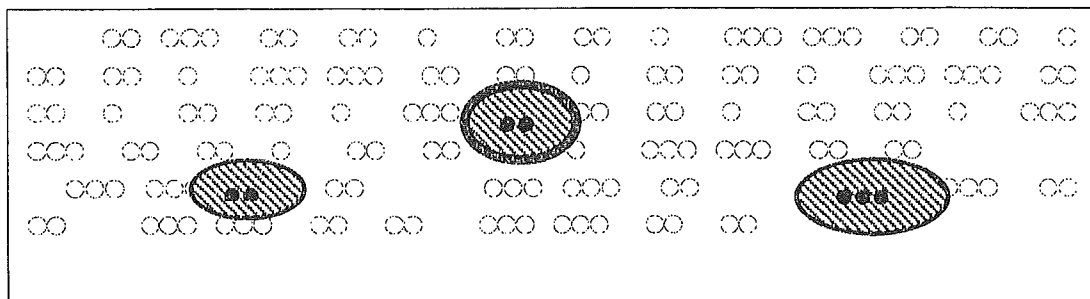
図：障害をもつ人の地域生活モデル

(●：障害をもつ人, ○：地域で生活している人, ⊙：職員)

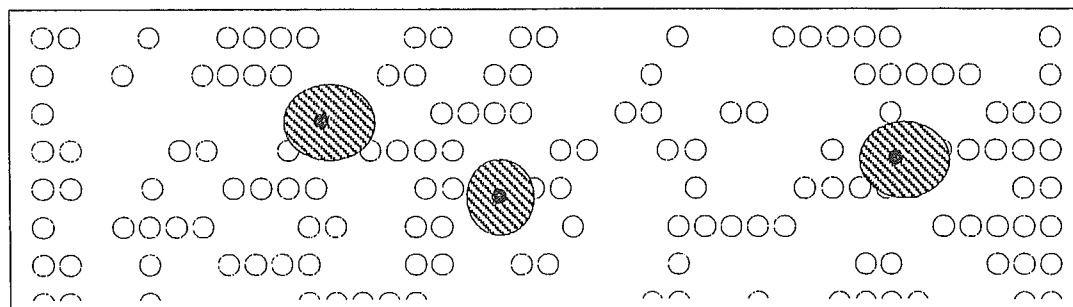
レベル1：障害をもつ人が地域から離されている状態



レベル2：障害をもつ人がグループで地域に入り込んでいる状態



レベル3：障害をもつ人が個人で地域に入り込んでいる状態



まず「生活場所」について、のぞみはレベル1の状態、船形はレベル2の状態、雲仙はレベル2から3の状態でした。

「日中活動の場」については、のぞみはレベル1の状態でした。船形もレベル1の人がほとんどでした。生活場所が地域に移行したため、移行前は施設内作業所で活動していた人も、移行後は日中活動の場がなく、一日中ホ

ームにいるという人もいました。また地域で生活していても毎朝コロニー専用バスに乗って、日中はコロニー内作業所に通う人も多くみられました。一部の能力の高い人だけが一般就労し、レベル3でした。つまり中・重度の障害をもつ人が地域で活動をしていくための工夫はみられませんでした。

一方、雲仙ではほとんど全員が地域でレベ

ル2から3の日中活動の場を保障されていきました。具体的には障害が重い人や高齢の人は、デイサービス、通所授産施設に通ったり、援護就労（給料は1万円程度であるが、一般の企業や農家での手伝いをするというもの）をしていました。障害が中・軽度の人には月10万円程度の給料が支払われる2つの福祉工場で働いたり、一般就労していました。このように障害の重い人も軽い人も、グループ

や個人で地域に入り込んでいくための場所づくりを工夫していることがうかがえました。

「余暇活動」についても、のぞみは多くの人がレベル1にあり、余暇も施設内で掃除をしたり、テレビをみて過ごしていました。少数の人は「職員、ホームの仲間と一緒に買い物やビデオを借りに行くこと」をしており、レベル2でした。船形もほぼ同様の内容でしたが、障害が軽く一般就労している人たちはレベル3の状態、「一人で自転車に乗って買い物に行く」など自由に地域生活を楽しんでいる姿がうかがえました。しかしここでも障害の中・重度の人が地域で余暇を楽しめるような工夫はみられませんでした。

一方、雲仙では、多くの人はレベル2から3に達しており、障害をもつ人たちがグループで地域の中でサークル活動（指導には職員や地域の人がかかわっていた）やボランティア活動を行っていました。特にサークル活動は楽しい様子がうかがえ、手話を習っている人たちは手話ソングを披露してくださったり、日中活動から帰るとすぐサークル活動に行く

表3 三施設の地域生活の評価

	のぞみ	船形	雲仙
レベル1	生活の場 日中活動の場 余暇活動	日中活動の場 余暇活動	
レベル2	(余暇活動)	生活の場 (余暇活動)	生活の場 日中活動の場 余暇活動
レベル3		(軽度の人のみ) 日中活動の場 余暇活動	生活の場 日中活動の場 余暇活動

という人も多く、本人たちの楽しみの一つになっていました。

まとめると、のぞみでは多くの人が3領域ともレベル1の状態にあり、本人たちは地域から離された状態にありました。船形は生活場所についてレベル2の状態ですが、実際の生活（日中活動の場や余暇活動）はレベル1の状態、やはり地域から離された状態にありました。一部の障害が軽く一般就労している人たちだけがレベル3に達し、自由に地域での生活を楽しんでいました。のぞみ、船形では、障害の中・重度の人たちもグループや個人で地域に入り込んでいけるような支援や工夫をしていく必要があるでしょう。

一方、雲仙では3領域ともレベル2から3の状態にあり、障害が重くてもグループや個人で地域に入り込んでいけるような支援や工夫をしていることがうかがえました（表3）。

## VI. 地域生活の課題

今回の調査で三施設の中では、雲仙が特に

# REPORT

進んだ地域生活のサービスを提供していたことが明らかになりました。それでは雲仙には課題はないのでしょうか。今回の雲仙の調査を通じて最も驚いたのは、本人と職員、地域の人との人間関係がはっきりとした上下関係であったことです。つまり集団・管理的処遇を軸にした入所施設での人間関係が地域生活においてもそのまま持ち越されていました。例えば職員との関係では、多くの本人は職員を「先生」と呼び、「家や引っ越しや職場は職員が決めた」など生活場所、日中活動の場を職員が決定していました。そして不満があっても「言い出せない」と語っています。

またGH内には起床・就寝・帰宅時間、挨拶、喧嘩をしない、禁酒、担当者への連絡など様々な規則がありました。規則については「規則は守らなければならないもの」「コロニーのときと同じ」という人も多くいました。特にアパートで暮らしている人でさえ「買い物に行く前や就寝前に、世話人や支援センターに電話すること」が義務づけられていることには驚きました。雲仙ではGH移行前の通過施設として入所施設を位置付け、そこでは「治療教育」を主体とし、規則づくめの厳しい生活が強いられ、規則を破れば職員が罰を与え、利用者を評価する体制がとられていました。このような経験は本人が地域で生活するようになった後も「自分らしさ」を表現することを阻害しているように思われます。

また地域の人との関係においても、本人活動の目標を「地域の人に受け入れてもらうためのボランティア活動をする」や「地域で不審者と間違われぬような格好や身なりをし

ていく」ことに決める等、「本人たちが地域に合わせていく」姿勢ばかりがみられたのには疑問を感じました。これでは、本人と地域の人との人間関係はいつまでも上下関係であり、地域の中で「自分らしさ」は発揮できないのではないのでしょうか。

2000年6月に厚生労働省から出された「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の概要」において、国民の福祉への要求に対応するため制度の見直しを行う必要性が述べられています。その制度改正の内容として「行政が行政処分によりサービス内容を決定する措置制度」から「利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度」に改めることが盛り込まれています。また、それに伴って社会福祉法第5条には、「提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ関連するサービスとの有機的な連携を図るように創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない」となっています。

これらを私なりに要約しますと、今後の社会福祉サービスは、利用者の意向を尊重したものでなければならず、さらに利用者サービス提供者の関係は対等な関係が求められていると思われまます。本人と職員の対等な人間関係を形成するためには、まず施設長や職員の意識の変革が求められます。その内容は次の4点に要約されると思います。

第1点は「本人の自己決定の重要性を認識すること」です。生活に関するすべてのことはまず本人の希望が重視されるべきであり、

決定の前にはわかりやすい情報提供をすることです。職員の役割は、希望を叶えるために助言や支援すること、失敗したときに一緒に次の方法を考えていくことにあります。規則についても本人を交えて検討していく必要があるでしょう。

第2点は、「障害をもつ人が地域生活を送る意味について明確な認識をもつこと」です。障害をもつ人はこれまで隔離された生活を強いられてきました。そのこと事態がおかしいのであり、障害をもつ人は地域に「入れてもらう」という存在ではありません。つまり障害をもつ人を地域に合わせていくのではなく、障害をもつ人のありのままの姿を地域の人に理解してもらうように本人と地域の人をつなぐ取り組みをしていくことが職員の役割なのです。具体的には自治会の会長や民生委員の方をGHの食事会に招く、一緒に遠足に出かけるなどの行事を企画して、時間を共にしながら本人のありのままの姿をまず知ってもらうような取り組みが重要でしょう。

第3点は、職員が本人を評価するだけでなく、「本人が職員を評価できるようなシステムを作っていくこと」です。さらに自分がうけた評価を真摯に受けとめていく職員の資質も求められてきます。

第4点は、「本人の会の重要性を認識し支援すること」です。本人の会は単に旅行やボランティアの活動を計画する場ではありません。地域で暮らしていてどのような点に生きにくさを感じているのか、自分たちの生活の質を向上させるためには世話人や地域の人とのどのような協力や理解が必要かについて話し合い、

世話人や地域の人と意見交換できる場作りをし、地域や行政にその意見を反映させ、政策決定に関わるようなセルフ・アドボカシーの理念に基づく話し合いの場としての役割をもたせる必要があります。

また、障害の軽い人は重い人の声を代弁していくことも重要な本人の会の役割です。

## VII. おわりに

以上のような点をふまえながら支援していくことで、これまで価値が低いとみなされ、集団・管理的処遇の中で「生きることを強いられてきた」障害をもつ人は、一人ひとりの自分らしい生活をつくり、初めて「生きる」ことができるのだと思います。

様々なサービスの体制が整っても最終的に本人と職員、地域の人との人間関係の問題はなかなか取り除けないのかもしれない。入所施設での処遇がそのまま持ち越されるからです。雲仙では入所施設を経ずにGHに移住した人たちから規則に対する疑問も出されてきています。このような本人たちの声にも耳を傾けつつ、改善に向けて施設長や職員が「地域生活で提供すべき支援」を真剣に議論し合っていく必要性を感じます。

単調で退屈なしかし安全な施設の暮らしに比べると、地域生活はいろいろな課題が山積みです。それでも「楽しい、施設に帰りたくない」と本人たちは口を揃えます。調査を通じて改めて豊かな地域生活を提供していくことの重要性を再認識しています。

## 編集後記

★天候に恵まれ、米、梨等が順調に生育している。今年はお荷も例年よりは1週間程度早くなると予想される。福井県で生まれ育ったコシヒカリ「まごころ米」2,200俵を生産販売していく予定である。

天の恵み、地の恵み、水の恵み、人の恵みに感謝して、収穫に当たっていきたい。

★「新潟豪雨被害」を他人事のようにテレビや新聞を見ていたが、まさか自分たちのところでこんな大きな豪雨災害になろうとは夢にも思わなかった。

7月18日午前中に1ヶ月分の雨が降り、当法人のクリエートプラザ美山が1階の窓ガラスのところまで床上浸水になり、すべての機能がマヒした。まわりの水田、建物、橋、陸橋など大きな被害を受けた。19日朝から、各事業所から職員、保護者、利用者、ボランティア60～100名が連日復旧作業にあたった。泥が20cmほど積もった室内の片隅

から、何匹も鮎が出てきた。災害は本当に他人事ではなかった。

福井県内での被害は死者・行方不明者5名を出し、床下被害以上は2万世帯、農地は2,660haの被害が出た。美山町へ復旧作業に向かう途中で見た災害光景は、とてもむごいものであった。こんな被害状況は一生に一度出会うかどうかである。

★災害事故はいつ起こるか分からない。被害を最小限に食い止めるため、日頃よりの備えが必要である。また、何があっても「へこたれない」準備と精神力とチームワークも大切である。それも日頃の備え次第である。

今度の災害で改めて「備え」の大切さを教えてもらった。また、今回の災害については、多くの皆様よりお見舞い、義援金、そして復旧のためのボランティア支援をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

(林 博文)

## —編集出版企画委員—

## 委員長

諫山 眞司  
(佐賀・富士学園)

## 副委員長

北岡 賢剛  
(滋賀県社会福祉事業団)

## 委員

甲斐 正法  
(熊本・第二城南学園)

川相 智史  
(千葉・袖ヶ浦ひかりの学園)

阪口 光男  
(北海道・和光学園)

水流 源彦  
(鹿児島・ゆうかり学園)

中川裕美子  
(兵庫・愛心園)

根来 正博  
(群馬・のぞみの園)

林 博文  
(福井・エフエフ金津)

## 専門委員

加瀬 進  
(東京学芸大学 助教授)

北沢 清司  
(高崎健康福祉大学)

川島 志保  
(川島政雄法律事務所 弁護士)

増淵 晴美  
(横浜療育医療センター)

山田 和孝  
(東京小児療育病院 医師)

(五十音順)

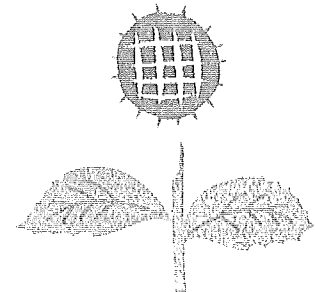
## 「さぼーと」

平成16年8月15日発行(第51巻第8号 通巻571号)  
頒価 580円〔平成16年度年間購読料 6,300円〕(税込価格)

発行人 財団法人 日本知的障害者福祉協会  
〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19  
(秀和第2浜松町ビル6F)  
TEL03(3438)0466(代表) FAX03(3431)1803  
URL <http://www.aigo.or.jp/>  
振替 00160-8-53279

代表者  
編集人  
印刷所

小坂 孫次  
諫山 眞司  
株式会社 第一印刷所東京本部





2005年2月

立教女学院短期大学紀要第36号 論文 抜刷

知的障害をもつ人の施設から地域への移行の実態と課題  
－国内主要3施設の実態調査をもとに－

杉田 穩子

Reality and Issues on Deinstitutionalization of  
People with Intellectual Disabilities in Japan

Yasuko SUGITA

# 知的障害をもつ人の施設から地域への移行の実態と課題

～国内主要 3 施設の実態調査をもとに～

杉田 穩子

## 1. はじめに

国外では障害者の地域移行は主流になってきている。多くの研究から、地域に移行した障害者たちの適応行動が促進され、問題行動が減ること、本人の生活への満足度も高まることが立証されてきている。近年に日本においても知的障害者の施設から地域への移行の流れが着実に進むきざしがみられるようになってきた。なかでも公立、国立の施設が施設解体、定員削減の方向をうちだしてきている。このことは国や地方自治体も施設中心から地域中心の福祉政策への大きな方針転換をしているといえる。例えば、2002年10月長野県は県立の西駒郷（県立知的障害者入所施設等）改築に関する提言をまとめ、「ノーマライゼーションの理念に基づいた障害者の地域生活支援の充実を今度の施策の重点とする」ことを決めている。同年11月には、宮城県福祉事業団が県立の船形コロニー（県立知的障害者入所施設等）の解体宣言を行い、2010年を目標に500人近い入所者全員を地域のグループホームに移行させ、施設を解体する予定である。さらに宮城県の浅野知事は2004年2月に期限はもうけないが県内すべて入所施設の解体の表明をして、さまざまな議論を呼んだ。また2003年8月には、厚生労働省は、「国立コロニー独立行政法人化検討委員会」報告書の政策目標の中期目標として「入所利用者を積極的に地域への移行を進めるべき」とした方針を決定し、具体的な数値目標として2007年までに入所者数を3割から4割程度縮減をし、新規入所者は受け付けないとしている。

私たちは、昨年度上記の施設を含む2施設で実態調査をする機会を得た。さらに地域移行について先駆的な取り組みをしてきた民間の1施設でも実態調査を実施した。本報告では、これらの調査結果をもとに地域移行プロセス、現在の地域生活の評価と課題を示し、今後の地域生活支援に必要なサービスの在り方やシステムを提案する。

## 2. 三施設の概要

今回調査した三施設の概要について示したのが表1である。A施設は、国によって運営されてきたが、2年前の2002年独立行政法人に移行した。開設は1973年で、独立行政法人へ移行と同時に、地域移行の取り組みも始められた。しかし実際には昨年度の調査時までに施設が

ら地域へ移行した人はひとりもない。B施設は、県福祉事業団によって運営されている。開設は、A施設と同じ1973年であるが、地域移行の取り組みは約10年前の1995年に始められている。C施設は、社会福祉法人によって運営されている。三施設の中では、開設は最も遅い1978年であるが、地域移行の取り組みは一番早く約20年前の1986年から開始されている。当時県の単独事業として始まった生活ホームの取り組みは現在の地域生活援助事業（グループホーム事業）として国に認められ、全国に広がっている。

調査時の利用者の生活の場を示したのが表2である。A施設では487人と多くの方が入所施設で暮らしている。それに対し、B施設では入所施設の利用者も478人と多いが、地域自立訓練棟に52人、グループホームに80人と多くの方が地域に住んでいる。さらにC施設では入所施設で暮らしている人は40人と少なく、最も多いのがグループホームの156人、さらに単身アパートで生活する人が18人、結婚してアパートで生活している人が33人であった。

表1の開設年と表2の利用者の生活の場を見るとわかるように、開設の最も遅いC施設が、最も地域移行の取り組みの成果を挙げていた。このことから地域移行の取り組みの成果は、施設の歴史の長さとは関係なく、施設がどのような方向性をもって運営されてきたか、つまり施設の責任ある立場の人がどのような理念や人間観によって施設を運営してきたかによって、大きく左右されることがわかる。

表1：三施設の概要

	A施設	B施設	C施設
運営主体	独立行政法人	県福祉事業団	社会福祉法人
開設年	1973年	1973年	1978年
地域移行開始時期	(2002年)	1995年	1986年

表2：三施設での利用者の生活の場（昨年度の各施設の資料による）

	A施設	B施設	C施設
入所施設	487人	478人	40人
施設内自立訓練棟	10人	14人	8人
通勤寮	0人	0人	40人
地域自立訓練棟	0人	52人	60人
グループホーム	0人	80人	156人
単身アパート	0人	0人	18人
結婚アパート	0人	0人	33人
(在宅)			(163人)
総計	497人	624人	355人

### 3. 調査の対象と内容

今回の調査で私たち研究グループのメンバーは、三施設それぞれで、2日間の生活体験をした。その後本人、職員、家族を対象にインタビュー調査をした。対象者人数を表3に示している。今回の報告では、その調査の中から主に本人へのインタビュー結果を中心に報告する。

インタビューにはインタビューガイドを作成し、それをもとに複数の調査員が半構造化面接を行った。インタビューガイドの内容は以下の通りである。インタビューガイドを2種類作成した。ひとつは、本人をよく知る人に職員に記入してもらった。内容は①対象者の個人情報②地域の住まいへの移行プロセス③現在の生活に関してである。もうひとつは、本人へのインタビュー時に用いた。インタビューの内容は、①現在の生活②地域の住まいへの移行プロセスに関してである。なおコミュニケーションが取りにくい人には、絵カードを作成し、補助的に用いた。これらのインタビューガイドは、河東田らの先行研究で用いられた「カヤンディ式生活の質修正インタビューガイド」を参考にしている。

表3：三施設でのインタビュー対象者人数

	A 施設	B 施設	C 施設
本人	20人	40人	30人
職員	10人	10人	10人
家族	7人	10人	9人

### 4. 現在の地域生活と以前の施設生活の比較

今回の調査で、施設から地域に移行した本人に「現在の地域生活と以前の施設生活のどちらの方が良いですか」と伺ったインタビュー結果が表4である。「以前の施設生活の方が良い」とした人はひとりもいなかった。本人たちの幸せを支援するのが福祉の役割であるならば、私たちがやるべき方向を、本人たちがはっきりと示している。地域移行を押し進めることは、「職員」や「親」の希望中心の施設福祉から「本人」の希望中心の地域福祉への転換であるといえる。

職員や親の調査からも大半の方は、本人たちが生き生きと地域で生活をする姿をみて、地域移行の重要性を認識されていったことがわかった。しかしA施設では、まだ実際に施設内自立訓練棟で生活する本人たちの様子を直接知らない一部の職員から「(地域移行について) 特別な取り組みはしていないが、本人に意思確認をすると行きたくないという。」「この職場を守ってくれといたい」「今さら地域移行？散歩もひとりではできないのに。(地域移行できるのは) 地域にある便利さを使いこなせる人だけにある」といった意見が聞かれた。しかし本人の気持ちを汲み取れる職員であれば、今後地域移行がなされ、本人の様子をみていくなかで、このよ

うな考え方に変化がみられてくると予想される。

表4 「現在の地域生活と前の施設生活のどちらの方が良いですか」

	A 施設	B 施設(34人中)	C 施設(25人中)
現在の地域生活の方が良い	該当者なし	32人	20人
以前の施設生活の方が良い	該当者なし	0人	0人
その他	該当者なし	2人	5人

## 5. 施設から地域への移行プロセス

三施設での施設から地域への移行のプロセスについて示したのが表5である。どの施設でも引っ越し前は「引っ越しの説明、見学」を行っていた。またB施設、C施設では、「家具などの購入を職員と共に行う」「宿泊体験」を実施していた。このような具体的な取り組みは本人の引っ越し後の生活イメージ作りに役立っており、不安感を軽減していた。三施設の中で、C施設の取り組みは単身や夫婦でのアパートの暮らしを視野にいれており、より進んだ取り組みといえる。

一方で、三施設に共通していたのは、「移行時期・場所・共同入居者・移行後の引っ越し」の決定に対して、本人はほとんど関与しておらず、職員や施設側が決定していた。このような生活に関する重要な事項について、本人の希望を尊重していくことが大切である。このような状況にもかかわらず、施設から地域への移行プロセスは本人たちほぼ全員にとって「とてもうれしい」こととして捉えられていた。それは施設生活が本人たちにとってたいへん否定的なものだったからである。A施設やB施設の本人は「とても退屈だった」「規則や指導がきびしかった」と答えた。C施設の本人は「厳しい罰が与えられた」「思い出したくもない」「とても忙しかった」と答えた。私たちも三施設でそれぞれ2日にわたり生活体験をさせていただいたが全

表5 施設から地域への移行プロセス


A 施設	B 施設	C 施設
入所施設	入所施設	入所施設
↓説明・見学	↓説明・見学・体験	↓説明・見学・体験
施設内自立訓練棟	施設内自立訓練棟	施設内自立訓練棟
	↓説明・見学・体験	↓説明・見学・体験
	地域自立訓練棟	地域自立訓練棟
	↓説明・見学・体験	↓修了考査・説明・見学・体験
	グループホーム	グループホーム
		↓本人のアパート探し支援
		単身アパート
		↓結婚への支援
		夫婦アパート

く同じ感想をもった。

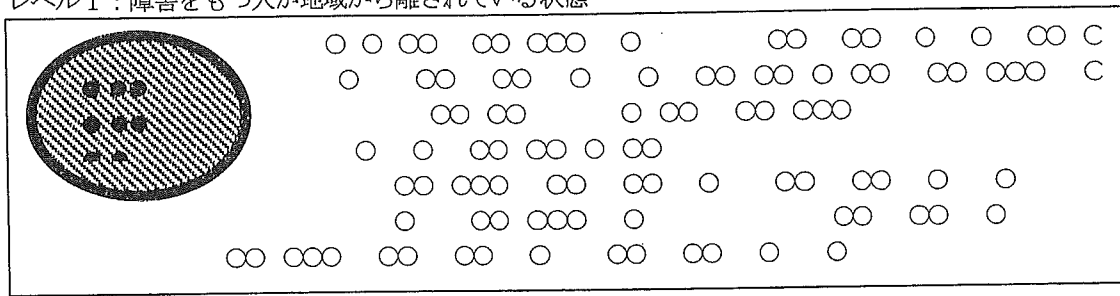
## 6. 現在の生活状況

現在の生活状況の評価には図1の3つのレベルを用いた。レベル1は「障害をもつ人が地域から離されている状態」、レベル2は「障害をもつ人がグループで地域に入り込んでいる状態」、レベル3は「障害をもつ人が個人で地域に入り込んでいる状態」である。この評価基準に基づいて、調査対象となった本人の現在の生活状況を「生活の場」「日中活動の場」「余暇活動」の3要因でみていく。

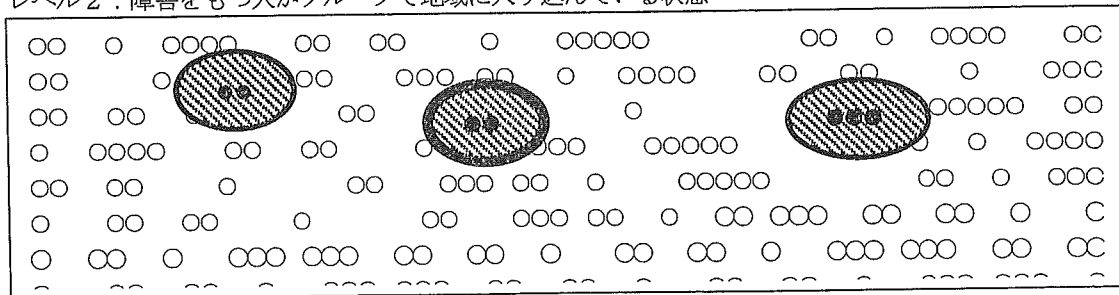
図1：障害をもつ人の地域生活モデル

(●：障害をもつ人、○：地域で生活している人、：職員)

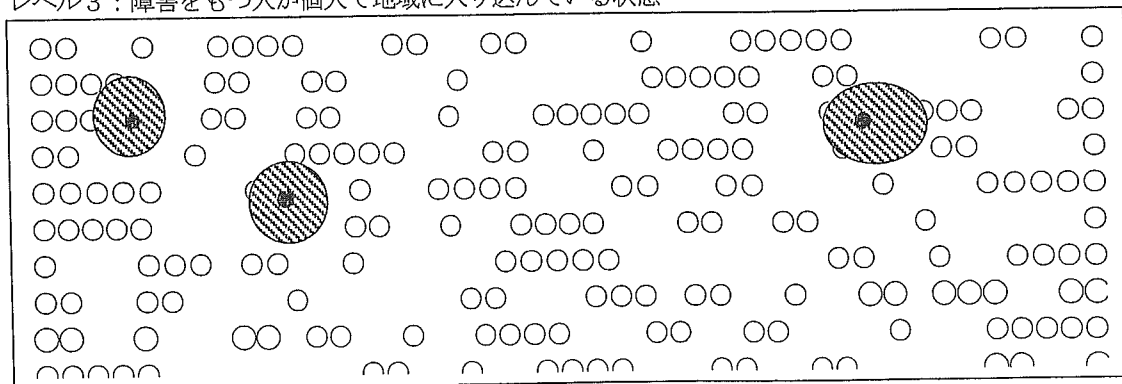
レベル1：障害をもつ人が地域から離されている状態



レベル2：障害をもつ人がグループで地域に入り込んでいる状態



レベル3：障害をもつ人が個人で地域に入り込んでいる状態



「生活の場」(表6)について、A施設はレベル1の段階であった。B施設はレベル2の段階であった。C施設はレベル2から3の段階であった。

「日中活動の場」(表7)については、A施設はレベル1の段階であった。B施設もレベル1の人がほとんどであった。生活場所が地域に移行したため、移行前は施設内作業所で活動していたが、移行後は日中活動の場がなく、一日中ホームにいるという人も多かった。そのような人たちは「やってみたいこと」として、「掃除、洗濯、ドライブ」などを挙げていたが、職員に言っても、「危ない」「職員が足りない」「費用がない」などの理由で「やらせてもらえない」とのことであった。また地域で生活していても毎朝、施設専用バスに乗って、日中は施設内作業所に通う人も多かった。一部の能力の高い人だけが一般就労し、レベル3であった。つまり中・重度の障害をもつ人が地域で活動をしていくための支援や工夫はみられなかった。一方C施設ではほとんど全員が地域での日中活動の場を保障されていた。レベル2では、障害が重い人や高齢の人に対しては、デイサービスや通所授産施設が用意されていた。障害が中・軽度の人には月10万円程度の給料が支払われる福祉工場が2つ運営されていた。レベル3では障害の重い人のために、援護就労という形をとっていた。援護就労とは、給料は1万円程度であるが、一般の企業や農家での手伝いをするというものである。障害の軽度の人是一般就労していた。このように障害の重い人も軽い人もグループや個人で地域に入り込んでいくための場所づくりを工夫し、作り出していることが伺えた。

表6 「生活の場」

	生活の場	A施設(20人)	B施設(40人)	C施設(30人)
レベル1	入所施設	10人		
	施設内自立訓練	10人		
レベル2	地域自立訓練棟		20人	10人
	グループホーム		20人	20人
レベル3	単身アパート			4人
	夫婦アパート			4人

表7 「日中活動の場」

	日中活動の場	A施設(20人)	B施設(40人)	C施設(30人)
レベル1	なし(ホーム内)	1人	11人	
	施設内作業所	19人	20人	1人
レベル2	デイサービス			1人
	通所授産			6人
	福祉工場			9人
レベル3	援護就労			3人
	一般就労		9人	10人

「余暇活動」(表8)について、A施設は多くの人がレベル1にあり、余暇も施設内で掃除をしたり、テレビをみて過ごしていた。レベル2の7人の回答内容は「職員、ホームの仲間と一緒に車で買い物やビデオを借りに行くこと」であり、本人たちの唯一の楽しみになっていた。生活の場が町から離れた場所にあり、車での移動を余儀なくされるため、外出の機会は大きく制限されていた。B施設でも多くの方はレベル1で、余暇もホーム内で掃除をしたり、テレビをみて過ごしていた。レベル2の14人の回答内容は「職員、ホームの仲間と一緒に週に1回程度散歩や買い物に行く」というものであった。生活の場は地域にありながらも、余暇を支援するのは1人の職員や世話人に限られているため、散歩や買い物の外出は同じグループホームの仲間全員と行かなければならず、回数も限られたものになっていた。障害が軽く一般就労している人たちはレベル3に達しており「一人で自転車に乗って買い物に行く」など自由に地域生活を楽しんでいる姿が伺えた。しかしここでも障害の中・重度の人が地域で余暇を楽しめるような工夫や支援はみられなかった。一方C施設では、多くの方はレベル2から3に達しており、障害をもつ人たちがグループで地域の中でサークル活動(指導には職員や地域の人がかかわっていた)やボランティア活動を行っていた。特にサークル活動は楽しい様子が伺え、手話を習っている人たちは手話ソングを披露してくださった。日中活動から帰るとすぐサークル活動に行くという人も多く、本人たちの楽しみのひとつになっていた。

全体的(表9)にA施設はレベル1の状態にあり、障害をもつ人が地域から離された状態にあった。B施設は生活の場についてレベル2の状態にあるが、実際の生活(日中活動の場や余暇活動)はレベル1の状態にあり、地域から離された状態にあった。一部の障害が軽く一般就労している人たちだけがレベル3に達し、自由に地域での生活を楽しんでいた。つまり障害の中・重度の人がグループや個人で地域に入り込んでいけるような支援や工夫はみられなかった。一方C施設ではレベル2から3の状態にあり、障害が重くても、グループや個人で地域に入り込んでいけるような支援や工夫をしていることが伺えた。

表8 「余暇活動」(複数回答)

	余暇活動	A施設	B施設	C施設
レベル1	なし(ホーム内ですごす)	12人	18人	2人
	施設内のサークル活動に参加する	2人		
レベル2	グループ公共施設を利用する	7人	14人	
	グループで地域でサークル活動をする			9人
	グループで地域でボランティア活動をする			3人
	グループで地域の行事に参加する			5人
レベル3	個人で公共施設を利用する		7人	17人
	個人で地域のサークル活動に参加する		1人	
	個人で地域の行事に参加する			



表9 三施設の地域生活の評価

	A 施設	B 施設	C 施設
レベル1	生活の場 日中活動の場 余暇活動	日中活動の場 余暇活動	
レベル2		生活の場	生活の場 日中活動の場 余暇活動
レベル3		(軽度の人のみ 日中活動の場 余暇活動)	生活の場 日中活動の場 余暇活動

## 7. 現在の地域生活の課題

### (1) 「本人」と「職員・地域の人」との上下関係

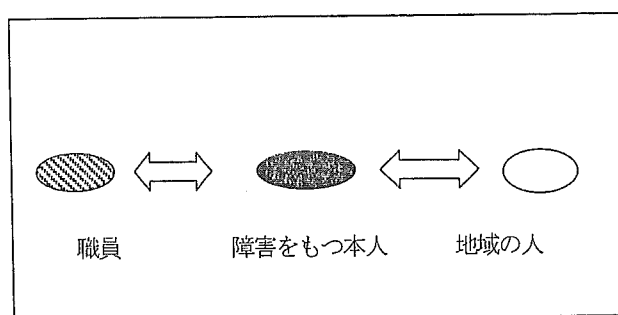
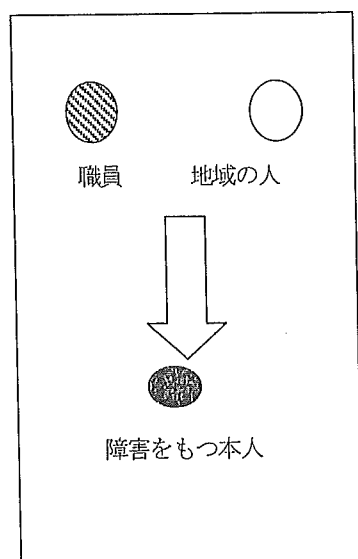
今回の調査からC施設では地域生活を豊かにするために、様々な工夫がなされ、多くのプログラムが作られていた。今後 A 施設、B 施設も障害の中・重度の人がレベル2や3に達していくような支援を工夫していくことが望まれる。それではC施設に課題はないのだろうか。

今回の調査で一番疑問が残ったのは、地域生活を送っている本人たちと職員、地域の人との人間関係についてである。実際の生活の様子やインタビューの結果から人間関係をみると、障害をもつ人と職員との関係は上下関係にあることがわかった（図2の①）。同様のことは、A

図2：地域で生活している障害をもつ本人と職員、地域の人との関係

①上下関係

②対等な関係



施設、B施設にもあてはまる。例えば職員との関係では、多くの本人は職員を「先生」と呼び、「家や引っ越しや職場は職員が決めた」など生活の場、日中活動の場を職員が決定していた。そして不満があっても「言い出せない」と語っている。またグループホーム内には様々な規則があった。規則については「守るのが大変」と語る人もいたが「規則は守らなければならないもの」「決まりはいいと思う」「施設と同じ」という人も多かった。2000年6月に厚生省からされた「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の概要」において、国民の福祉への要求に対応するため制度の見直しを行う必要性が述べられている。その制度改正の内容として「行政が行政処分によりサービス内容を決定する措置制度」から「利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度」に改めることが盛り込まれている。またそれに伴って社会福祉法第5条は、「提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ関連するサービスとの有機的な連携を図るように創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない」となっている。これらを要約すると、今後の社会福祉サービスは、利用者の意向を尊重し、さらに利用者とサービス提供者の関係は対等な関係が求められていると思われる。今後は本人、職員、地域の人が対等な関係になること（図2の②）も視野にいれた取り組みや支援システムが必要であると思われる。

また地域の人との関係においても、本人活動の目標を「地域の人に受け入れてもらうためのボランティア活動をする」や「地域で不審者と間違われぬような格好や身なりをしていく」ことに決める等、「本人たちが地域に合わせていく」姿勢ばかりがみられた。職員も「本人への希望」として「みんなにかわいがられる人になってほしい」「周囲に好かれること」を掲げている。地域に受け入れられ、適応していくためにはこのような姿勢はある程度必要であるかもしれない。しかしこれでは、本人と地域の間関係はいつまでも上下関係であり、地域の中で障害をもつ一人一人の「自分らしさ」は発揮できないのではないだろうか。障害者基本法第5条には国民の責務として、「国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するようつとめなければならない」とされている。「本人たちが合わせていく」だけでなく、「地域の人に理解してもらおう」取り組みも必要ではないだろうか。

## (2) グループホームでの生活の集団行動化

入所施設から地域へ移行する意義のひとつには、入所施設の中では、一人ひとりのニーズを受け止めることができず、生活の場でさえも日課が決められ、本人たちが自分の意思とは関わりなく行動を規定されてきたという側面があった。しかし今回の調査で、実際には地域に移行しグループホームで生活しても、1人の職員や世話人の支援だけでは必ずしも一人ひとりのニーズに応えられているわけではないという実態が浮かび上がってきた。例えばB施設では比較的障害の重い方も多くグループホームで生活しておられた。しかし日中活動の場もなく、余暇

活動の場もなく、ただ1日中ホームにいるという方も少なくなかった。そのような方たちは一人での外出には危険が伴うため、外出の際には、1人の職員とホームの仲間全員で外出を行っているという実態が明らかになった。全員で行かなければならないため、一人でも体調が整わないと行くことができなかつたり、また行きたくなくても行かなければならないのである。また彼らは「やってみたいこと」として、「掃除、洗濯、ドライブ」などを挙げていたが、職員に言っても、「危ない」「職員が足りない」「費用がない」などという理由でやらせてもらえないとのことであった。つまりグループホームに移行しても、一人ひとりのニーズは満たされず、集団での日課によって生活させられているという一面が明らかになった。

## 8. 今後の知的障害をもつ人の地域生活にとって必要な支援の在り方

### (1) 「本人」と「職員、地域の人」の対等な人間関係をつくるために

現在の生活状況の課題について、本人と職員、地域の人との人間関係は上下関係にあると先に述べた。本人と職員、地域の人が対等な人間関係を形成する（図2の②）ためにはどうすればよいのだろうか。

そのためにまず必要なことは職員の意識の変革である。つまり職員の再教育である。その内容は職員が自分の役割は今までの入所施設の職員とは異なる役割であると認識することである。新しい職員の役割とは以下の2点である。まず第1に職員は「本人の自己決定」の重要性を認識し、その決定を支援することが職員の役割だという自覚もつことである。つまり生活に関するすべてのことはまず本人の希望が重視されるべきであり、職員の役割は本人の希望を叶えるために支援することなのである。あるいは希望がうまくいかず失敗したときに、一緒に次の方法を考えていくことなのである。決して本人抜きにその人の生活場所や日中活動の場を決定してはならない。また「規則」についても本人と話し合い、だれのなんのための規則であるのか。規則のもたらす功罪について本人をまじえて検討していく必要がある。第2の役割は、障害をもつ人が地域生活を送る意味について明確な認識をもつことである。障害をもつ人の殆どの方は、自分の希望で施設に入ったのではない。つまりこれまで自分の望まない隔離された生活を強いられてきたのである。そのこと事態が可笑しいのであって、障害をもつ人は地域に「いれてもらう」という存在ではない。つまり障害をもつ人を地域に合わせていくのではなく、障害をもつ人のありのままの姿を地域の人に理解してもらうように「障害をもつ本人」と「地域の人」をつなぐ取り組みをしていくことが職員の役割なのである。例えば自治会の会長や民生委員さん、子供会の会長さんなどをグループホームの食事に招く、一緒に遠足にでかけるなどの行事を企画して、時間を共にしながらありのままの姿を知ってもらうことが必要である。また本人の会の役割は、旅行やリクリエーションの企画だけでなく、地域で暮らしていてどのような点に生きにくさを感じているのか、自分たちの生活の質を向上させるためには地域の人との

のような協力や理解が必要かについて話し合い、地域の人と意見交換できる場作りであることを意識しながら支援をしていくことも必要である。また障害の軽い人は重い人の声を代弁していくことも重要な本人の会の役割である。

さらに職員が障害をもつ本人を評価するのではなく、「障害をもつ本人」が「職員」を評価できるようなシステムをつくっていくことが重要である。そうすることで職員の果たすべき役割が行われているのかどうかを知ることができるだろう。

このように職員一人ひとりが地域生活支援についての意識をもつことが重要であるが、さらに現在の地域生活支援システムそのものに大きな問題があると思われる。今回の調査でB施設、C施設では地域で生活する本人たちのために「地域生活支援センター」を開設していた。このことは何を意味するだろうか。ひとつは、同じ法人が経営するため入所施設の職員が地域生活支援センターに異動する場合もあるし、また逆もある。これでは職員の意識はなかなか変えることができない。二つ目は本人の地域生活の状態は入所施設の職員にも知られることになる。つまり入所施設をもつ法人は、地域に本人たちを移行させた後も形を変え、その生活を把握している。このようなシステムが本人たちの生活の場、日中活動の場、余暇活動を本人抜きに勝手に決定してしまうという体質を生み出しているのではないだろうか（図3）。

以前はグループホームなどを運営するためには、バックアップ施設が必要とされたが、現在は社会福祉法人だけでなく、NPO法人や小規模社会福祉法人でもグループホームやデイサービス、ホームヘルプサービス（居宅介護等事業）が運営できるようになってきている。今後は、大きな1つの法人がなんでも提供をするという形態ではなく、さまざまな小規模な法人がさまざまなサービスを提供し、本人がそのなかから気に入った法人のサービス事業を選べるように

図3：現在の地域生活支援システム

